平成２５年（フ）第２２号
北海道標津郡中標津町字西竹122番地
債務者　杉本　美鈴
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第２３号
北海道野付郡別海町別海常盤町246番地の13
債務者　吉川　史人
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第４５号
栃木県足利市小俣町2791番地１
債務者　橋本　秀幸
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第２５号
熊本県山鹿市鹿本町高橋207番地１
債務者　園田　幹雄
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
北海道川上郡弟子屈町字屈斜路原野600番地
債務者　須藤　健太
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第９８号
北海道川上郡弟子屈町字屈斜路原野600番地
債務者　須藤美智子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２６１号
岡山県瀬戸内市邑久町虫明3703番地１
債務者　長島　　貢
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６２号
岡山県瀬戸内市邑久町虫明3703番地１
債務者　長島由美子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５号
熊本県八代市郡築七番町55番地
債務者　木村　美祐（旧姓浦澤）
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月２日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第３０号
茨城県龍ケ崎市白羽２丁目17番地30
破産者　石塚　宏実（旧姓伊藤）
1　主文　当裁判所が平成25年４月26日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「石塚　宏美(旧姓伊藤)」とあるのを「石塚　宏実（旧姓伊藤)」と更正する。
2　決定年月日　平成25年７月４日
水戸地方裁判所龍ケ崎支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第４２号
千葉県茂原市南吉田3871番地６、開始決定時の住所千葉県茂原市本納1747番地
破産者　田中　　明
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第９６８号
名古屋市中村区則武１丁目10番６号
破産者　株式会社生産技術研究所
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４１号
三重県四日市市平尾町2370番地の６
破産者　藤田電機株式会社
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
三重県四日市市市場町967番地
破産者　山口きみゑ
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４２７４号
大阪府豊中市上野東３丁目18番15号
破産者　大興商事株式会社
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４７号
奈良県大和郡山市西田中町55番地の１
破産者　株式会社浅川組
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１３２４号
東京都小平市学園西町２丁目12番29号
破産者　株式会社島田左官工業
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部